

茨木国際ゴルフ倶楽部利用約款

(約款及び諸規則の遵守)

第1条 当ゴルフ場を利用するお客様（以下、「利用者」という）は、安全で快適なプレーをお楽しみいただくため、日本ゴルフ協会の規則等によるほか、本約款に従ってご利用いただきます。加えて、会員については会則及び細則にも従ってご利用いただきます。

(約款の確認と署名)

第2条 利用者のうちゴルフプレーをするお客様（以下、「プレーヤー」という）は、来場の際フロントにおいて本約款を確認のうえ、所定の受付票に署名してください。なお、当ゴルフ場が指定するカードを保持されたプレーヤーについては、当該カードによるスマートチェックインを、受付票への署名に代えることができるものとします。

(休業日・開場時間)

第3条 休業日と各施設の開場時間は、当ゴルフ場が定めます。

(利用の拒絶)

第4条 次の場合には利用をお断りすることがあります。

1. ゲストについては、会員同伴、又は紹介がないとき
2. 事前にプレー日およびスタート時刻を予約していないとき
3. 天災、天候その他やむを得ない事情により、当ゴルフ場が営業の中止を決定したとき
4. 利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）であると当ゴルフ場が判断したとき
5. 利用者が反社会的勢力を同伴したとき
6. 利用者が暴力行為を行うおそれがあると当ゴルフ場が判断したとき
7. 公序良俗に反する行為をなすおそれがあると当ゴルフ場が判断したとき
8. その他の理由により、当ゴルフ場の利用について好ましくない事由があるとき

(利用継続の拒絶)

第5条 次の場合には、プレーの途中においても利用をお断りすることがあります。

1. 天災、天候その他やむを得ない事情により、施設の利用ができないとき
2. 前条第4号から第7号までに該当するとき
3. 本約款のいずれかの条項に違背し、又は好ましくない行為があったとき

(金銭、高価品その他携帯品)

第6条 当ゴルフ場は現金、貴重品、その他携帯品の破損、紛失及び盗難について一切の責任を負いません。利用者ご自身の責任において管理をお願いいたします。なお、貴重品等をフリーボックスに預けられる場合は、フリーボックス利用約款をご参照下さい。

(自動車)

第7条 当ゴルフ場は駐車場でのお車の事故及び盗難等に関して一切の責任を負いません。

(カードケース・ロッカーの鍵)

第8条 カードケース及びロッカーの鍵はお預かりいたしません。また、ロッカー内収容品の事故及び盗難等については一切の責任を負いません。万一、ロッカーの鍵を紛失された場合は、再発行手数料を当ゴルフ場にお支払い頂きます。

(バッグスタンドの利用)

第9条 当ゴルフ場は、バッグスタンドに鍵が設置されているか否かに関わらず、バッグスタンドの利用に伴うバッグ、クラブ及び付帯品等の破損、紛失及び盗難について一切の責任を負いません。また、プレー終了後において、鍵付きバッグスタンドのご利用を希望しない場合は、事前にその旨をゴルフ場に申し出てください。なお、利用者が鍵付きバッグスタンドのキーを紛失、またはバッグスタンドを破損させた場合、キーの再発行手数料またはバッグスタンドの修理費用を当ゴルフ場にお支払いいただきます。

(宅配便の事故)

第10条 宅配便による物品の受領、保管、発送等においては、当ゴルフ場は当該物品の破損、紛失及び盗難等に関して一切の責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第11条 ゴルフプレーには様々な危険が伴いますので、以下の事項を遵守していただきます。

1. プレーヤーはエチケット・マナーを守り、自己の責任でプレーしていただきます。万一、プレー中に他のプレーヤーに損傷を与えた場合又は他のプレーヤーから損傷を受けた場合、お客様自身の責任において解決していただくこととなりますので、充分ご注意ください。また、プレーに関して当ゴルフ場従業員から指示があった場合は、その指示に従ってください。指示に従わずに他のプレーヤーに損傷を与えた場合又は他のプレーヤーから損傷を与えられた場合、当ゴルフ場はその損害に関して一切の責任を負いません。
2. 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

(退避)

第12条 後続組に対して打球させる時は先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

(ホールアウト後の退去)

第13条 ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に注意しながら、次のホールへ進んで下さい。

(乗用カートの使用)

第14条 乗用カートの利用は、別途乗用カート利用約款をご参照下さい。(別途利用約款添付)

(雷が発生した場合)

第15条 雷が発生し危険な場合は、直ちにプレーを中止し、速やかに待避所等、安全と思われる場所に退避して下さい。また、当ゴルフ場が危険と判断し退避の指示を出した場合は、その指示に従い退避して下さい。

(火気使用の禁止)

第16条 火気使用は厳禁です。但し、所定場所における喫煙は認めます。マッチの燃えがら、煙草の吸殻は、必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

(当ゴルフ場の責任)

第17条 利用者が本約款に違反して損害を受けた場合及び第三者に損害が発生した場合には、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブの確認)

第18条 プレーヤーは、プレーを終了後、クラブを点検し、間違いの有無を慎重に確認して下さい。確認後は、クラブの不足、損傷等について、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(施設等に損害を与えた場合)

第 19 条 利用者が故意又は過失により、当ゴルフ場の従業員及び資産（動産並びに不動産）等に損害を与えた場合は、その損害について賠償をしていただきます。

(当ゴルフ場への持ち込み品)

第 20 条 当ゴルフ場に下記のものを持ち込むことをお断りします。

1. 動物ペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 銃砲刀剣類
4. 騒音を発するもの

(当ゴルフ場における行為の禁止)

第 21 条 当ゴルフ場内において、下記の行為はお断りいたします。

1. 風紀をみだす行為
2. 物品販売、宣伝広告等の行為
3. プレーヤー以外のコース内立ち入り（ただし、当ゴルフ場が特に許可する場合は除く）
4. 他人に迷惑を及ぼす行為
5. 刺青をされている方のご入浴
6. 飲食物の持込
7. コース内での練習ストローク
8. 無許可の写真撮影、録音等

(個人情報の取扱)

第 22 条 利用者から取得する個人情報は、当ゴルフ場の経営会社及び運営会社（以下、「会社」という）で定める個人情報に関する取扱に従い取得、管理及び利用します。また、会社は当該個人情報を公表している利用目的の範囲内で関連会社に開示する場合があります。個人情報の利用中止を希望される利用者は、会社までお申し出下さい。

以 上

改定日 平成 27 年 1 月 11 日